

『2分で読切り アシコン・ニュースレター』

発行 アシストコンサルティング 江尻幸雄

名刺等を交換させて頂いた方へ2週間おきにお送りしています。何かしらでも皆様のお役にできれば幸いです。送信不要の場合、お手数ですが空メールの返信をお願い致します。



アシコン・ニュースレター 今回のテーマは、、、『ものづくり補助金の公募開始』

17号(2017.12.22)で当補助金の概要予定をお話しました。発表をかなり待たれた方もいらっしゃるようですが、昨日2/28に公募要領が全国中小企業団体中央会のHPで公開されました。<http://chuokai.or.jp/>今号では公募要領のポイントをお伝えしたいと思います。

●以前の発表からの追記事項と修正について(17号をあわせてお読み下さい)

紙面の都合で省略しているものや正確性に欠けるものがありますのでご承知ください。

平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募要領によると

①公募期間 平成30年2月28日～4月27日(金)まで

②採択発表 6月中を目途に発表

③補助事業対象期間 交付決定日以降12月28日(金)まで(一般型)

④公募回数 2次公募も追加であります

⑤補助対象と補助金額

- ・企業間データ活用型、一般型、小規模型の3つの事業(者)類型があり、小規模型は500万円が上限。その他は1000万円が上限となります。
- ・補助率は1/2と減少していますが、先端設備等導入計画※1の認定や経営革新計画の承認を得た場合に2/3まで引き上げられます。

⑥審査における加点 経営革新計画の承認や経営力向上の認定、地域経済索引事業計画※2の承認のいずれかひとつでも得ることで加点されます。加点内容は明示されていません。

小規模型の事業を行う小規模事業者(例えば製造業で20人以下の企業)の加点についても要件の有無にかかわらず対象となります。

※1先端設備等導入計画とは 固定資産税のゼロ措置を行う市町村において認定を受けた計画

※2地域経済索引事業計画とは 地域特性を活かした経済的波及効果の最大化に取り組む地方公共団体がその基本計画を、そして事業者が地域経済索引事業計画を策定し、都道府県知事が承認します。

●認定支援機関の関与はどうか?

17号では情報がなく不明でしたが、公募要領には補助事業終了後5年後までの支援計画を認定支援機関に求めています。さらに今後、認定支援機関の活動実績の明確化を明記しており、その効率的な把握のためにすでに認定支援機関IDが発行されています。

さて、詳しくは公募要領で確認を頂きたいと思いますが、82ページにわたる書類を目の前にするとつらいですね。(この点も含めて支援機関の支援内容なのかと思ったりしています)

最後にお知らせですが、弊社では認定支援機関として「ものづくり補助金」や「小規模事業者持続化補助金」の申請、また経営革新計画や経営力向上計画の策定支援を行っています。(作成代行は受けておりません)

不明な点やご希望がありましたらメールからお問合せください。最後までお読み頂きありがとうございます。